

EUのEUDR (森林破壊フリー製品規則) の概要

令和6年5月

【問い合わせ先（EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

1. EUDR (EU Deforestation Regulation) とは

- **森林破壊 (deforestation) フリー製品に関する規則 (EU2023/1115)**は、2023年6月29日に発効し、**2024年12月30日から適用開始予定 (中小事業者は、2025年6月30日から適用開始)**。

【目的】

1. 欧州の人々が購入、使用、消費するリスト**対象製品が、EU域内及び世界の森林破壊や森林劣化に寄与することを回避**し、世界の森林破壊の減少に貢献すること。
2. EUにおける該当商品の消費と生産に起因する炭素排出量を削減し、生物多様性の損失の削減に貢献すること。



【対策】

1. **EU域内で流通する特定の品目 (7品目及びその派製品) について、当該品目の生産が森林破壊 (deforestation) を引き起こしていないことについて、デューデリジェンスをしなければならない。**
2. 上記デューデリジェンスの結果、**①森林破壊フリー製品であること【森林破壊フリー要件】、②生産国の関連法規に従って生産されていること【合法性要件】、③これらの要件の遵守をデューデリジェンス・ステートメントで証明**できなければ、EU域内での当該製品の流通は不可。

2. 規則のポイント

- 事業者は、デューデリジェンスの結果、対象製品が森林破壊フリー製品であることを証明できなければ、当該製品のEU内流通は不可

【対象製品】

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④パーム油、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7つの関連商品及びこれらの関連製品

【事業者】

- **EUで製品を提供する事業者**（日本から輸出する場合は、EU市場で当該製品を最初に扱う事業者（輸入事業者））

【デューデリジェンス（DD）を実施】

- **対象製品が、森林破壊を伴わない製品であることを証明**
 - ① **DD情報の収集**：製品の内容、生産地の情報（地理情報含む）、事業者情報、森林破壊を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報
 - **DDステートメントを作成**
 - **EUのITシステムに報告**。必要に応じてEU各国当局に提出
 - ② **リスク評価**：収集したDD情報に基づき、規則への不適合リスクを評価
 - ③ **リスク緩和措置**：リスクありの場合、リスクを緩和する措置を実施

3. 対象製品（第1条及び付属表1）

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④パーム油、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7つの関連商品及びこれらの関連製品

対象関連商品	対象関連製品（主なもの）	CNコード（主なもの）
牛	生きた牛、牛肉、牛革	010221, 0201, 0202, 4107
カカオ	カカオ豆、チョコレート	1801, 1806
コーヒー	コーヒー	0901
パーム油	パーム油、パーム油かす	1511, 151329
ゴム	ゴム、タイヤ	4001、4011、4012
大豆	大豆、大豆油、大豆かす	1201、1507、2304
木材	木材、紙、木製家具	4407, 48, 940330

※ 対象製品の詳細は[規則付属表1](#)を確認

3. 対象製品とならないもの①

1. 付属書 1 に掲載されていない製品

- 仮に対象関連商品を含む関連製品であっても、当該関連製品が付属書 1 に掲載されていない場合は対象外)

対象外の例：

- ① パーム油を含む石けん（石けんは対象外）
- ② 革張りのシート（シートは対象外）
- ③ 天然ゴムタイヤを装着した自動車（自動車は対象外）

【2023年12月版 [FAQ \(28\)](#)】

2. 付属書 1 記載の製品であっても対象関連商品 7 品目を含まない製品

- 付属書 1 に“ex”とついているものは、例示であることを意味し、例えば、“9401”（腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。））には、木材以外の原材料で作られた腰掛けが含まれるかもしれないが対象外。規則の要求事項の対象となるのは木製の腰掛けのみ。

【2023年12月版 [FAQ \(29\)](#)】

3. 対象製品とならないもの②

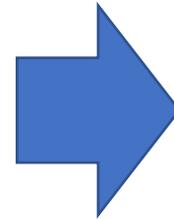
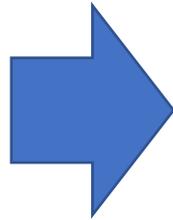
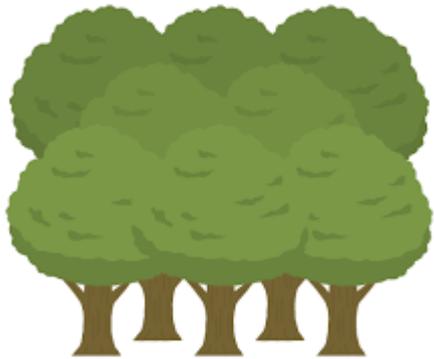
3. 梱包に使用される木材

- 付属書 1 のコード“4415”（木製包装容器）については、
- ① それ自体製品となる（すなわち、単体の梱包材料）として市場に出荷・輸出される木製梱包製品（木製ケース等）は、規制対象だが、
 - ② 他の製品を「保護・運搬」するための梱包材としてのみ使用されるものは対象外

【2023年12月版 [FAQ \(32\)](#)】

4. 森林破壊・森林破壊フリー製品とは何か①

- 「森林破壊（deforestation）」とは、人為的か否かを問わず、森林の農業利用に転換することを言う（第2条第3項）。
 - 「森林破壊フリー（deforestation-free）」とは、**2020年12月31日以降**、森林破壊されていない土地で生産された対象関連商品・関連製品を言う（第2条第13項）。
- つまり、規則施行後は、**2020年12月31日以降森林から農業利用用に転換した農地で栽培した対象関連商品・製品はEU向けの輸出が不可**



森林：0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆率10%以上の土地（主に農業利用・都市利用されている土地を除く）（第2条第4項）

農業利用：農業の目的のための土地利用（農業プランテーションや家畜飼育のための土地の利用を含む）（第2条第5項）

4. 森林破壊フリー製品とは何か②【木材の場合は森林劣化も対象】

- 木材及びその関連製品の場合は、2020年12月31日以降、①**森林破壊**だけでなく、②**森林劣化**についても引き起こしていないことが要件となる（第2条第13項）（[FAQ \(44\)](#)）

森林劣化（第2条第7項）

- （1）①Primary forests /naturally regenerated forestsから②plantation forests/other wooded landへの変更
- （2）①Primary forestsから②planted forestsへの変更



言い換えると、

- FAO（国連食糧農業機関）が定めるあらゆるカテゴリーの森林形態について、その他のカテゴリーの森林やその他の木が生えている土地に変更することを言う。
- FAOの森林カテゴリーの変更がない限り、①森林伐採や②持続可能な森林管理も可能（[FAQ \(45\)&\(46\)](#)）

5. デューデリジェンス①（第8条～第13条）

【デューデリジェンス（DD）（第8条）】

- 事業者は、対象製品をEU域内で上市する前（又は輸出する前）に、**毎回、DDをしなければならない。**（[FAQ（11）](#)）
- ✓ DDは以下の3つの事項を含む
 - ① **情報収集**（第9条）
 - ② **リスク評価**（第10条）
 - ③ **リスク緩和措置**（第11条）
- ✓ ただし、**低リスク国の場合は、②のリスク評価、③のリスク緩和措置は不要**（第13条）
- ✓ 事業者は、DDシステムを構築し、年1回見直し、原則公表（第12条）
- ✓ 事業者は、DDを実施し、**DDステートメント**を関連製品を上市・輸出する前に**当局にITシステムを経由して提出しなければならない**（第4条）。

【ベンチマークシステム】（高・標準・低リスク国）（第29条）

- E U加盟国及び第三国は、国全体又は**その一部**について、①高リスク、②標準リスク、③低リスクの3つのリスクに分類される。

1. 以下の判断基準で高リスク・低リスクを判断（標準リスクは高・低リスク以外）
 - ① 森林破壊・劣化の速度
 - ② 対象製品のための農地拡大の速度
 - ③ 対象製品の生産と動向
（以下も考慮に入れることが可能）
 - ④ 国連気候変動枠組条約に提出する各国が定める貢献（N D C）における農業分野等の排出・吸収量に関する情報
 - ⑤ 対象国とE U・加盟国との森林破壊の対処に関する合意文書等
 - ⑥ 対象国の国内法・国内措置
 - ⑦ 対象国の情報提供に関する透明性及び先住民の人権保護の法制度
 - ⑧ 国連安保理や欧州理事会による制裁
2. 2023年6月29日（E U D R施行日）：全ての国地域は標準リスク
3. **2024年12月30日までに実施規則を定め、高リスク及び低リスクの国・地域を公表**
 - E Uは特に高リスクの第三国との協力を推進（第30条）

5. デューデリジェンス②（第8条～第13条）

【情報収集（第9条）】

- 事業者は、以下の情報を収集し、5年間保存しなければならない。
 - ① 製品名を含む製品情報
 - ② 数量（キログラム単位）
 - ③ 生産国
 - ④ **地理情報**
 - ⑤ 対象製品を取り扱った企業・個人の名称、住所、メールアドレス
 - ⑥ 森林破壊フリー製品であることを決定的かつ検証可能な十分な情報【**森林破壊フリー製品確認**】
 - ⑦ 対象製品が生産国の関連法規に基づいて生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分な情報【**合法性確認**】

- ✓ どこまでの地理情報が必要なのか？
- ✓ 森林破壊フリー製品であることをどのように確認するのか？
- ✓ 合法性をどのように確認するのか？

といったことがDDのポイントとなる。

【地理情報】①

1. 地理情報（第9条第4項）

- **対象関連商品（7品目）が生産された**全ての**土地区画の地理情報**
 - ◆ 複数の土地で生産されている場合はその全ての土地情報
 - ✓ 牛及び牛関連製品の場合は、地理情報は牛が飼育されていた全ての施設（生まれてからと殺されるまでの全ての施設）
 - ✓ それ以外の製品の場合は、土地情報
- 生産日（収穫日）・生産期間
- 森林破壊（木材の場合は森林劣化含む）がある場合、当該区画からの製品のEU市場への上市又は輸出を自動的に不適格とする。

2. 地理情報の提供方法

- ① **土地区画 4 ha以上→ポリゴン**（6桁の緯度・経度の区画の周囲情報）
 - ✓ ポリゴンは土地区画（1つの不動産単位）毎に必要
- ② 4ha未満→ ある1点の6桁の緯度・経度情報
[\(FAQ \(1\) \(6\) \(12\)\)](#)

3. バルク商品・関連製品の原料

- 全て森林破壊（・劣化）と無関係である必要
- **生産地が不明な商品が紛れ込んでしまったらEUへの上市不可**
[\(FAQ \(2-5\)\)](#)

【地理情報】②

4. 牛のエサとなる大豆飼料の扱い

→ **事業者は飼料もデューデリジェンスすべきだが、飼料自体の地理情報は不要**

【前文39項】

- 本規則の目的を確実に達成するためには、**本規則の適用範囲に含まれる家畜に使用される飼料が森林破壊につながらないようにすることが重要。**
- 従って、関連製品を含む飼料を使用した家畜をEU市場に上市する又は輸出する**事業者は、デューデリジェンス・システムの一環として、飼料についても森林破壊フリーであることを保証すべき。**
- その場合、**地理情報の要件は、牛が飼育された各施設の地理情報に限定されるべきであり、飼料自体の地理情報は要求されるべきではない。**
- ただし、管轄当局が、第三者から提出された実証された懸念に基づく情報を含め、飼料が本規則に適合していないリスクがあるという関連情報を入手した場合、管轄当局は直ちに当該飼料の詳細情報を要求すべきである。
- 飼料がサプライチェーンの前の段階で既にデューデリジェンスの対象となっている場合、事業者は、関連する請求書、関連するデューデリジェンス報告書の参照番号、又は飼料が森林破壊を伴わないことを示すその他の関連文書を証拠として用いるべき。管轄当局の要求に応じて、これらの証拠を提供するよう求められる可能性がある。その証拠は、家畜の一生をカバーする、最長5年までとすべき。

5. デューデリジェンス③（第8条～第13条）

【リスク評価（第10条）】

- 事業者は、収集した情報に基づき、対象製品が不適合になるリスクがあるかどうかを判断するための**リスク評価をしなければならない**。

1. リスク評価は以下の基準を考慮しなければならない。

- ① 生産国のリスク分類（高リスク国、標準リスク国、低リスク国）
- ② 生産国の森林の存在
- ③ 生産国の先住民の存在、先住民との誠実な協議・協力等
- ④ 生産国における森林破壊・劣化の蔓延状況
- ⑤ 情報の出典、信頼性・妥当性、関連文書へのリンク
- ⑥ 生産国の汚職、不正等の懸念
- ⑦ 関連サプライチェーンの複雑性 等
- ⑧ **認証や他の第三者検証スキームによる情報を含む本規則への適合に関する補則情報**
→ **認証制度だけではEUDRを満たしているとは言えない**

3. 木材に関しFLEGTライセンスがあれば、合法性の要件は満たしたものとみなす。

FLEGT : Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade

4. 事業者は、最低年1回、リスク評価を文書化し、レビューしなければならない。また必要に応じて、当局に提出しなければならない。

5. デューデリジェンス④（第8条～第13条）

【リスク緩和措置（第11条）】

- 追加情報の要求、第三者による調査・監査の実施を行い、リスクなしの状態にする。

1. 事業者は、リスク評価の結果、リスクがない又はごくわずか（リスクなし）の場合を除き、**リスクなしの状態になるよう、以下の措置**をとらなければならない。
 - ① 追加情報の要求
 - ② 第三者による調査・監査の実施
2. 事業者は、以下を含む適切かつバランスの取れた**方針、統制及び手続を整備**する。
 - ① モデル・リスクマネジメント・プラクティス、報告、記録、内部管理、コンプライアンス管理（中小企業以外の場合は、経営層へのコンプライアンス・オフィサーの設置を含む）
 - ② 中小企業以外の場合は、上記内部方針等を確認する第三者による監査機能
3. **リスク緩和措置に関する決定は文書化し、最低年1回レビュー**しなければならない。また必要に応じて、当局に提出しなければならない。

5. デューデリジェンス⑤（第8条～第13条）

【DDシステムの構築・維持管理、報告・記録保管（第12条）】

- 事業者は、DDシステムを構築し、年1回見直し、原則公表する。

1. 事業者は、**対象製品が規則に適合することを実証するための手続き及び措置の仕組み（DDシステム）を確立し、最新の状態に保つものとする。**
2. 事業者は、**DDシステムを少なくとも年1回見直すものとする。**
3. 中小企業以外の事業者は、DD義務を履行するために取った措置を含め、当該事業者のDDシステムについて、**インターネットを通じたものを含め、できる限り広く、毎年、公表する。**
4. 上記の公表には、以下の情報を含める。
 - ① 収集した情報の要約
 - ② リスク評価結果、リスク緩和措置、その際に得られた情報及び論拠
 - ③ （該当する場合）先住民、現地住民等との協議プロセスに関する説明
5. 事業者は、**DDに関するすべての文書を少なくとも5年間保管する。**期間中は、権限のある当局の要請に応じて、当該文書を利用可能にしておかなければならない。

5. デューデリジェンス⑥（第8条～第13条）

【DDステートメント（第4条及び付属表2）】

- 事業者は、DDを実施し、DDステートメントを関連製品を上市・輸出する前に当局にITシステムを経由して提出しなければならない。

【DDステートメント】

1. 事業者名、住所、EORI番号
2. HSコード、商品説明（商品名含む）、数量
3. 生産国、全ての地理情報
4. 既に行ったDDステートメントに言及する場合はDDステートメントの参照番号
5. 「このDDステートメントを提出することにより、事業者は、規則（EU）2023/1115に従ったDDが実施され、当該製品が同規則の第3条（a）又は（b）に適合しないリスクがない、または無視できる程度しかないことが判明したことを確認する。」という文言
6. 氏名、役職、署名、署名日



- ※ 第3条（a）は、森林破壊フリーであること【森林破壊フリー要件】
- 第3条（b）は、関連法規に従って生産されていること【合法性要件】

I Tシステム（第33条）

- 欧州委員会は2024年12月30日までに、D Dステートメントを含むI Tシステムを構築する。

- ① 事業者等の登録
- ② D Dステートメントの登録（D Dステートメントの参照番号の提供を含む）
- ③ （可能なら）地理情報を特定するための関連システムからのデータ変換
- ④ D Dステートメントの確認結果登録
- ⑤ E U税関システムとの相互接続（税関システムとの接続に必要なシステムは別途2028年6月30日までに開発） 等

→ I Tシステムの機能に関する実施規則を別途作成予定

6. 加盟国による確認

- EU加盟国当局は、事業者がEUDR規則を遵守しているのか、確認をしなければならない（第16条）。

リスク	対象 事業者 検査率	対象 商品 検査量
高リスク国	最低 9 %	最低 9 %
標準リスク国	最低 3 %	—
低リスク国	最低 1 %	—

7. 罰則

- EU加盟国当局は、罰則を作成する（第25条）。
→ **加盟国によって、罰則の内容が異なる。**

【罰金の内容】

- ① 罰金は、環境上の損害及び対象製品の価値に応じた水準
- ② **法人の場合、罰金の最高金額は、前会計年度の事業者のEU全体の年間総売上の最低4%以上**
- ③ 非遵守製品の没収
- ④ 非遵守製品の取引より得た収益の没収
- ⑤ 最大12ヶ月間の公共調達プロセス、入札、補助金等からの排除
- ⑥ **【重大・繰り返し違反の場合】対象製品のEU市場への提供一時禁止**
- ⑦ **【重大・繰り返し違反の場合】低リスク国向けの簡素化DD（※）の禁止**

※ リスク評価及びリスク緩和措置の免除

8. 見直し条項（第34条）

1. 2024年6月30日まで

- ✓ **【適用範囲拡大】森林以外の樹木地**（other wooded land）に拡大するかどうか、必要であれば法案を添えて、影響評価書を提出

2. 2025年6月25日まで

- ✓ **【適用範囲拡大】草地・泥炭地・湿地**といった炭素貯蓄量・生物多様性が高い**その他の自然生態系**に拡大するかどうか、必要であれば法案を添えて、影響評価書を提出
- ✓ **【対象品目の拡大】トウモロコシ、バイオ燃料**を含むその他の商品への拡大可能性
- ✓ **【対象機関の拡大】金融機関**

3. 2028年6月30日まで（その後毎5年）

- ✓ 追加的な貿易円滑化の手段の必要性
- ✓ 小規模農業従事者、先住民等への影響、追加的な支援措置の必要性
- ✓ 森林劣化の定義の見直し
- ✓ 地理情報を示すポリゴンの閾値 等

参考：ブリュッセル事務局の活動状況-

- 2023年9月 ブリュッセル事務局設立：E U代表部大使公邸でE Uの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をP Rするレセプションを実施
- 2023年9月～ 事業者等とのE U規制に関する意見交換等実施（随時）
- 2023年12月 E U規制情報に関するメーリングリスト開始
【登録はこちらまで】 euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp
https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html
- 2024年3月 E U代表部・ベルギー大使館で日本産食品をP Rするレセプションを開催
- 2024年5月 E U進出日系食品メーカーとのE U規制に関する意見交換会を開催

【E U規制情報】

1. 毎月E U規制情報を更新中

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

2. 個別レポート配信中（食品添加物、食品包装、食品接触財等）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

3. 深掘りレポート配信中（食品ラベル、日本酒、P P W R）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#EU>

【畜産関連情報】



ALIC海外情報

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

輸出支援プラットフォーム ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>



メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）

[ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）](#) ↓

[農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

